令和6年度·令和7年度

舗装業者工事施工能力審査申請の手引き

(第2回 県外業者用)

岡山県土木部

令和6年度・令和7年度 舗装業者工事施工能力審査について

岡山県の発注する舗装工事に入札参加を希望する業者の方は、下記により、「舗装業者工事施工能力審査申請書」を提出してください。

<u>この舗装業者工事施工能力審査(以下、舗装能力審査)を受けなかった場合には、</u>舗装工事に関する入札参加資格審査申請が無効になりますので御注意ください。

舗装能力審査を受ける場合は、同時期に行われる入札参加資格審査申請(第2回受付)が必要となります。

なお、2年間(令和6年度・令和7年度)の格付け期間途中での業種の追加を対象 としているのは第3回のみであり、今回の受付は新規申請のみを対象としております ので御注意下さい。

I 概要

1 審查対象者

○令和6年度・令和7年度岡山県建設工事入札参加資格審査申請で、舗装工事の入 札参加を希望する者とします。

2 提出書類

- ○「令和6年度・令和7年度舗装業者工事施工能力審査申請書」(様式1~4)及び 添付資料です。
 - ※様式1~4は、岡山県道路整備課のホームページからダウンロードできます。

3 提出部数

- ○各1部とします。
 - ※副本(控え)には受付印を押印できません。
 - ※希望される方には、提出された申請書のうち、受付印を押印した様式1の写し のみをお渡しします。(郵送申請の場合は切手を貼った返信用封筒を同封いただ いた場合、返送します。)

4 受付期間(第2回)

- ○受付期間:令和6年8月1日~令和6年8月13日
 - ※持参提出の場合は、上記受付期間内、<u>開庁日の午前9時~12時及び午後1時</u> ~4時に受付します。
 - ※郵送若しくは信書便も可としますが、<u>令和6年8月13日</u>午後4時必着です。 (郵送又は信書便による場合は、簡易書留その他の送付物が相手側に到着した こと及びその時間が確認できる方法に限る。)

5 受付先

- ○岡山県土木部道路整備課保全班(岡山県庁 6階) 〒700-8570 岡山県岡山市北区内山下2丁目4-6 TEL(086)226-7473(直通)
 - ※ 受付時間は、開庁日の午前9時~12時及び午後1時~4時です。

6 受付に関する注意事項

- <u>舗装能力審査の受付前に、令和6年度・令和7年度岡山県建設工事入札参加資格</u> 審査申請(第2回受付)を必ず行って<u>ください。</u>
- 提出時に様式1に記入漏れ、記載不備があった場合は受付できません。提出前に 再度、本手引き、チェックリスト等(道路整備課ホームページに掲載)を確認し てください。
- 受付した申請書に修正の必要がある場合は、書面により修正指示を行います。修 正指示内容を確認いただき、申請者が修正を行い再提出してください。
- 修正後の再提出も含め、原則、受付期間内に書類の内容確認が完了する必要があります。時間的な余裕をもって対応してください。
- 持参提出の場合、原則、受付に引き続き申請書の内容確認を行いますので、原則、 事前に電話にて日時を予約していただきますようお願いします。混雑時などは受 付のみを行い、後日修正指示を行う場合もあります。
- 受付期間後に再度修正指示を行う場合があります。この場合は、再修正指示日を 含み5開庁日以内に修正した資料を再提出してください。この期間内に再提出さ れない場合は、申請書の受付が取り消しとなり、舗装工事に関する入札参加申請 が無効となります。

7 その他

- ○第2回申請の審査基準日は、令和5年12月1日です。
 - ※経営事項審査の審査基準日とは異なりますのでご注意ください。
- ○第2回申請で受け付けた申請は、令和6年12月1日~令和8年5月31日の間 の入札参加資格を有することになります。
- ○第2回申請の期間内に申請できなかった場合には、下記の日程で追加の受付を岡山県土木部道路整備課において行います。

受 付	受付期間 (予定)	審査基準日	有効期間
第3回	令和7年2月18日から	· 令和 6 年 12 月 1 日	令和7年6月1日から
	令和7年2月27日まで		令和8年5月31日まで
第4回	令和7年8月1日から		令和7年12月1日から
(新規のみ)	令和7年8月12日まで		令和8年5月31日まで

^{※「}新規」とは、すべての業種で入札参加資格を持たない業者を指し、<u>業種(舗装)の追加については、第3回の受付のみとなっています</u>ので、ご注意ください。

Ⅱ 申請書類について

1 申請書類及び綴り方について

類

- ○申請書類は留意事項等を参考に作成し、次の順に紙ファイル又は綴り紐、ホッチャス等で書類の左を綴じてください。
- ○提出前にチェックリストにより確認を行ってください。
- ①~④の各様式及び⑤(必要な場合は⑥も含む)が揃った状態で申請を受付します。なお、職員及び機械の申請が無い場合においても、「申請者の商号又は名称」を記載した②及び③を提出してください。

1	様式1 舗装業者工事施工能力審査申請書		
2	様式2 職員調書		
	・「自社常勤職員」であることが確認できる添付資料		
	・「主任技術者」の資格が確認できる添付資料		
	・「オペレーター」の資格が確認できる添付資料		
	・「舗装施工管理技術者」の資格が確認できる添付資料		
3	様式3 機械調書		
4	様式4 機械写真		
	・「自社保有」であることが確認できる添付資料		
	・「規格」を満たすことが確認できる添付資料		
	※③の写真番号順にまとめる		
(5)	「令和6年度・令和7年度岡山県建設工事入札参加資格審査申請書」の写し		
	(第2回の受付印があるもの)		
6	代表者・許可番号等が変わっている場合は、建設業許可の変更手続が判る書		

① 様式1 舗装業者工事施工能力審査申請書について

留意事項	▶ 申請日は必ず記載してください。(郵送の場合は、発送日を
	申請日欄に記載)
	▶ 代表者・許可番号等、 が 入札参加資格審査申請書に記載の
	事項が申請時から変更となった場合は、「建設業許可申請書
	及び添付資料等の変更届」(写)を添付してください。
	▶ 許可番号については、許可者(大臣・知事)を選択(丸囲
	い)し、番号は必ず6桁表記としてください。
	▶ 職員数及び機械台数で該当がない場合は、空欄とせず、「0」
	を記入してください。

② 様式2 職員調書について

留意事項

- ▶ 自社の常勤職員であることが確認できる資料として、会社 名が記された健康保険証(社会保険)の写しを添付する場 合、入社年月日欄は保険証の資格取得年月日を記入してく ださい。
- ▶ 主任技術者とオペレーターは兼務できません。両方の資格を持っている職員は、どちらかで申請してください。舗装施工管理技術者は、主任技術者又はオペレーターの資格保有者を記載してください。

(主任技術者又はオペレーターとして記載した職員の中から記載してください。)

▶ 様式の行数以上の職員を記載される場合は、様式を必要分 コピーしてください。

添付資料

主任技術者及 びオペレータ 一共通

● 自社の常勤職員であることが確認できる資料

- ・会社名が記された健康保険証(社会保険)の写し(本人欄で可)
- ・「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」の写し(最新版)
- ・「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書」の写し(新 規雇用の場合)
- ・賃金(給与)台帳の写し(審査基準日から過去2年間分)
- ※後期高齢者医療制度の対象者(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)を申請する場合は、「後期高齢者医療被保険者証」(写)と「賃金(給与)台帳の写し」を提出してください。
- ▶ 資料は、いずれか1つ(一式)を添付してください。
- ▶ 健康保険証の写しは、被保険者の記号・番号及び被保険者 番号が見えないようにマスキングした上で提出してください。
- ▶ 給与額(標準報酬月額)が記載されているものは、金額を 消しておいてください。また、今回申請対象者以外の情報 も消してください。

● 資格等が確認できる資料

- ▶ 資料は、氏名及び資格種類が確認できるように裏面も添付してください。
- ▶ 新規合格者で合格証明書が未交付の場合は、合格通知書の 写しを添付してください。

(1)主任技術者

- 次の資格検定合格による場合は、合格証明書等の写し
 - 1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士(土木)
 - ・1級、2級建設機械施工技士(6種も可)
 - •技術士(建設部門)
 - ・監理技術者(「舗」にチェックがあるもの)
- 建設業法第7条第2号イ該当による場合は、卒業証明書の 写し及び実務経験証明書

- ・高等学校の指定学科を卒業後、5年以上の実務経験(舗装工事に 限る)を有する者
- ・大学又は高等専門学校の専門課程を卒業後、3年以上の実務経験 (舗装工事に限る)を有する者
- 建設業法第7条第2号ロ該当による場合は実務経験証明書
 - ・10年以上の実務経験(舗装工事に限る)を有する者
- 建設業法第15条第2号ハ該当による場合は、大臣認定書 の写し
 - ・建設業法第15条第2号イに掲げる者と同等以上の能力を有する者として国土交通大臣の認定を受けた者
- ▶ 申請に当たっては、複数の資格を有している場合でも、上 記のうち1つの資料のみを添付してください。

(2)オペレータ

● 大型特殊免許の写し(必須)

※免許証の写しは裏面も添付してください。

- ※カタピラ限定の条件付大型特殊免許も可です。
- ※農耕車限定の条件付大型特殊免許は不可です。
- 次の労働安全衛生法第61条による技能講習修了等による 場合は、技能講習終了証等の写し
 - 車両系建設機械運転技能講習
 - 車両系建設機械運転技能特例講習

 - · 車両系建設機械 (土) 職·職·服內關係 作業安全技術教育

 - ・職業能力開発促進法(旧能開法を含む)による職業訓練等のうち、 建設機械運転科又は建設機械整備科の訓練(通信の方法によって 行うものを除く)
- 労働安全衛生法第59条による特別教育修了による場合は、締固め用機械特別教育修了証の写し
- 次の資格検定合格による場合は、合格証明書等の写し
 - ・1級、2級建設機械施工技士(6種[基礎工事用建設機械]を除く)
- ▶ オペレーターは、大型特殊免許を必須とし、上記のうち(大型特殊免許の他)少なくとも1つ以上の資格等を有することとします。
- ▶ 申請に当たっては、複数の有資格者であっても大型特殊免許の他1つの資料のみを添付してください。

(3)舗装施工管 理技術者

- ▶ 1級、2級舗装施工管理技術者の資格者証の写し
- ▶ 「1級、2級舗装施工管理技術者」とは、一般社団法人日本道路建設業協会が実施している「舗装施工管理技術者試験制度」に基づく技術者です。
- ▶ 資格者証が審査基準日(第2回 令和5年12月1日)時点で有効でなければ、申請日時点で有効であっても記載できません。
- ▶ 新規合格者で合格証明書が未交付の場合は、審査基準日時点で合格していることが判る合格通知書の写しを添付してください。

③ 様式3 機械調書について

記載要領

- ➤ 審査基準日(第2回 令和5年12月1日)時点の自社保有の 舗装機械(アスファルトフィニッシャー、マカダムローラー、 タイヤローラー、モーターグレーダー)について記載してく ださい。
- ▶ 自社保有とは、自社のみが使用する自社所有の他、1年以上の「専属リース」を含みます。
- ▶ 「専属リース」とは、リース機械の車検証の使用者欄が自社 となっており、自社のみが当該機械を使用するリース契約で す。
- ▶ 舗装機械の規格は、次のとおりとします。

アスファルトフィニッシャー	舗装幅(伸縮式最大)2.4m以上
マカダムローラー*	全輪駆動10t以上
タイヤローラー	8 t 以上
モーターグレーダー	3. 1 m級以上

- * 後輪駆動の機械は、規格外とします。
- ▶ 様式3の自動車登録番号、メーカー名、型式、車台番号は、 車検証(車検証がない機種のアスファルトフィニッシャーに ついては、「機械プレート」)及び様式4の記載内容と整合を 図ってください。
- ▶ 申請する舗装機械のうちで、車検証のある機種については、 審査基準日時点で有効な車検証がなければ、申請日時点で有 効な車検証がある場合であっても記載できません(自社保有 台数と認められないため、申請できません)。
- ▶ 写真番号欄は、様式4が必要な舗装機械について、通しで番号を付してください。

添付資料

◎各機械共通

- 車検証の写し
- 電子車検証の場合は、以下に示すものを両方とも添付すること。
 - ・電子車検証の写し自動車検査証記録事項※の写し
 - ※自動車検査証記録事項は電子車検証と同時に発行される ほか、「車検証閲覧アプリ」(PC 版及びスマートフォン版) により PDF 形式ファイルを出力可能です。
- リースの場合、1年以上の期間の専属のリース契約書の写し
- 舗装機械の規格が車検証のみで判断できないものについては、カタログやメーカーの証明書の写しなど規格を満たすことが確認できるもの
- ▶ 自社所有の場合で、車検証のある舗装機械については、車検証の所有者欄が自社であり、かつ使用者欄が他者でない場合、自社保有となります。
- ▶ 車検証のある舗装機械で、自社所有であるが支払いが完済していないため、車検証の所有者欄が他者(メーカー等)となる。

る場合、車検証の所有者欄に記載の所有者との間で結ばれた、売買契約書、譲渡証明書、固定資産課税台帳、償却資産 課税台帳、完済証明書、販売証明書等の自社保有が確認でき る資料を添付している場合に限り、車検証の使用者欄が自社 であれば自社保有となります。

- ▶ 専属リースの場合は、車検証の使用者欄が自社である必要があります。使用者欄が自社でない場合は自社保有となりません。
- ▶ 車検証は、審査基準日時点及び申請受付日時点でともに有効である必要があります。審査基準日時点では有効であっても、申請受付日時点で有効でない場合(例えば、車検有効期限が8月5日で、それ以降に申請するような場合)は、新しい車検証を併せて添付してください。

また、車検証の更新のため車検証の有効期限が審査基準日時 点で一時的に有効でない場合に限り、特定自主検査記録表や 保安基準適合証の提出でも申請可能としますので、更新前後 の車検証と併せて添付してください。(この場合の車検証更 新に要する期間は15日以内とする。)申請後に内容確認の うえ、更新のためと認められない場合には修正指示を行いま す。なお、特定自主検査記録表の場合は、検査年月日が審査 基準日時点を含み過去1年以内のもの(中古車の場合は、前 所有者が実施した検査記録表)、保安基準適合証の場合は、 審査基準日以前に発行されている必要があります。

- ▶ リース契約書は、「専属リース」であることが明記され、契約期間が審査基準日を含んだものである必要があります。
- ▶ 再リース契約が自動更新の場合は、契約が更新されたことを 確認できる書類の写しも添付してください。

(1) ア ス フ ァ ルトフィニッ シャー

- 車検証の写し(クローラ式・カタピラ式等、車検証がない機種の場合は、固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写し)
- ▶ 固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳による場合は、会社 名等が確認できる必要があります。

(2) マカダム ローラー

- 規格が車検証の車両総重量で確認できない場合、**確認できる 資料**
- ▶ 水バラストにより 10t 以上の転圧能力を有する場合、カタログや「水バラスト作業総重量 計算書」のみでは、当該機械に水バラストの機能があるか確認できないため、注入口を開けた状態の写真を併せて添付してください。
- ▶ 振動マカダムローラーの場合、全輪駆動 10t 以上のマカダムローラーと同等以上の転圧能力が有ることを証明する線圧証明書等を添付してください。

④ 様式4 機械写真について

記載要領

- ▶ 様式4の自動車登録番号、メーカー名、型式、車台番号は、 車検証(車検証がない機種のアスファルトフィニッシャー については、「機械プレート」)及び様式3の記載内容と整 合を図ってください。
- ▶ 写真は、申請日から6ヶ月以内に撮影したカラー写真を添付してください。
- ▶ 各機械の写真が判別できるように、機械調書(様式3)の 写真番号を記載してください。
- ▶ 写真は鮮明なものを添付してください。
- ▶ アスファルトフィニッシャー及びモーターグレーダーの写真については、規格の舗装幅(2.4 m以上)及びブレード幅(3.1 m級以上)が確認できるように、リボンテープ等を当てた状態で撮影した写真を添付してください。なお、テープの目盛が判読できなければなりません。
- ➤ マカダムローラー (車両総重量 10t 以上)及びタイヤローラー (車両総重量 8t 以上)の規格が車検証で確認できる場合は、様式4は省略できます。ただし、マカダムローラーで水バラストにより 10t 以上とする場合は、注入口を開けた状態の写真(注入口が複数ある場合には、すべての注入口の写真)を添付してください。
- ▶ 車台番号(機械プレート)が車検証で確認できる場合は、 車台番号(機械プレート)写真は不要です。

2 問い合わせ先

○岡山県土木部道路整備課保全班(岡山市北区内山下2-4-6)

TEL (086) 226-7473 (直通)

FAX (086) 225-3684